

さいたま市議会議員

阪本 かつみ



市議会レポート 2019.12月号

【編集・発行】 民主改革さいたま市議団 阪本 かつみ

さいたま市議会 12月定例は 12月20日まで！

さいたま市議会 12月定例会は、11月27日から12月20日までの日程で開会しています。今定例会に市長より提出された議案は、令和元年台風第19号による被害への対応費用を盛り込んだ補正予算議案6件、条例議案13件、一般議案30件、道路議案2件、人事議案8件、合計59件です。

私が委員長を務める「令和元年台風第19号災害対策調査特別委員会」では、浸水被害の原因と対策、避難指示のあり方、避難所運営に関する課題、復旧支援体制などについて調査を行い、12月定例会最終日まで委員会としての提言書をまとめ、市執行部に対してその対応を求めていくことになります。

市政に対するご要望、ご相談等ございましたら阪本事務所までご連絡ください。



さいたま市議会議員 阪本かつみ

議会運営委員会 代表理事
総合政策常任委員会 委員
令和元年台風第19号災害対策
調査特別委員会 委員長
市庁舎及び行政区あり方検討特
別委員会 副委員長
地下鉄7号線延伸事業特別委員会 委員

補正予算の概要（令和元年台風第19号被害への対応）

- 防災対策事業・・・・・・・・・・・・・・・・66,597,000円
台風19号によって使用した避難所備蓄品も補充を行う
- 農業政策推進事業・・・・・・・・・・・・27,850,000円
台風第19号の被害を受けた卸売市場における機能の回復に向け、必要な施設修繕の支援を行う
- 農業経営支援事業・・・・・・・・・・・・27,994,000円
台風第19号により被災した農業者の経営回復に必要な農業用機械の修繕等の支援を行う
- 農業環境整備事業・・・・・・・・・・・・258,900,000円
台風第19号によって被害を受けた農地や水路、揚水機等の復旧を行う
- 都市公園等管理事業・・・・・・・・・・・・356,345,000円
被害を受けた都市公園の復旧に向け、堆積土砂、がれき等漂流物の撤去・処分を行う

阪本かつみ 事務所

〒338-0836 さいたま市桜区町谷 3-24-15 1F TEL 048-710-4022 FAX 048-710-4023

E-mail: sakamoto-k@kfx.biglobe.ne.jp



阪本かつみオフィシャル web サイト <http://sakamoto-katsumi.net>

9月定例会最終日（10月18日）に設置され、私が委員長を務める「令和元年台風第19号災害対策調査特別委員会」では、台風19号による災害対策について調査を進めています。12月定例会中に提言書をまとめ、市執行部にその対応を求めてまいります。

○被害状況（11月15日現在）

【床上浸水】970件（西区21件 大宮区46件 見沼区1件 中央区61件
桜区753件 浦和区6件 南区21件 緑区3件 岩槻区58件）
【床下浸水】346件（西区13件 大宮区14件 見沼区1件 中央区45件
桜区244件 浦和区1件 南区13件 緑区4件 岩槻区11件）
【一部損壊】135件（西区19件 北区4件 大宮区6件 見沼区8件 中央区6件
桜区64件 浦和区3件 南区5件 緑区7件 岩槻区13件）

【道路冠水（通行止め）】135件
【その他の被害（倒木）】15件
【公共施設等被害】学校95件 公園57件
その他公共施設88件



○浸水被害の原因

この度の台風第19号は荒川上流域である県西部において500mmを超える降雨となり、荒川第一調整池では過去最大の貯留量となるほか、熊谷水位観測所では観測史上最高の水位を記録しました。このため、荒川から一級河川鴨川への逆流を防ぐために、鴨川が荒川に合流する箇所にある昭和水門を10月12日22時に国土交通省が閉門するとともに、内水排除するため埼玉県が鴨川排水機場と鴻沼川排水機場を稼働させました。

その後も一級河川鴨川の水位が上昇したことで、さいたま市が管理する油面川についても水位が上昇し、桜区新開地区をはじめとする鴨川、鴻沼川の最下流域である地域で広範囲な浸水が発生し、市が管理するポンプも浸水しました。

○今後の対策

国では、一級河川荒川に荒川第一調節池と同様の機能を有する調節池を羽根倉橋の上流側に第二・第三調節池として令和12年度を目途に整備するよう進めています。

埼玉県とは、鴨川、鴻沼川、芝川、綾瀬川、古隅田川等の治水事業について、事業調整協議会を通じて、今後の水害対策を検討します。

さいたま市としては、現在建設中の油面川排水機場の早期完成を目指すとともに周辺公共施設などに雨水を一時的に貯める施設やポンプの追加など、現地状況に応じて、施設整備の検討を行ってまいります。

○復旧支援体制

被災者への支援については、被災者の皆様が必要な支援を受けられるように各種支援制度を取りまとめた冊子を作成して周知を行っています。また、各種支援制度の適用を受ける際に必要な罹災証明書については、区役所総務課で申請を受け付け、被害調査班が家屋の被害認定調査を実施、調査結果を踏まえて被災者へ交付しています。浸水による消毒作業については、水害が広範囲に及んだため、道路消毒にあわせて家屋周辺の消毒を実施しました。また、災害ごみの処理については、市民自ら環境センターへ搬入した場合には無料で受け入れるとともに被災した家具や畳など大型災害ごみについては各家庭からの戸別収集を実施しました。